

# 国 保 通 信



■ 問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159

## 国民健康保険税は納期限内に納めましょう

特別の事情もなく、国民健康保険税を納付期限が過ぎても納めないでいると、ほかの国民健康保険加入者に負担がかかるだけでなく、病院で診療を受けるときに使用する被保険者証も使用できなくなります。

## 国保の未納が続くと・・・大変です

① 督促状などで納付を促されても、なお未納が続くと、通常の被保険者証の代わりに、有効期限が短い『短期保険者証』が交付されます。

② 納付期限から1年を過ぎても未納があると、『短期保険者証』も交付できなくなり、代わりに『資格証明書』が交付されます。

③ この状況で病院に受診すると、窓口での負担は3割ではなく、10割負担になり、差額分の7割は、自己負担になります。後日、市役所へ申請をすることによって、7割分の自己負担分が払い戻されます。

④ 納付期限から1年6か月を過ぎてもさらに未納が続くと、病院での受診は③と同じように10割負担となります。しかも7割分は申請し

ても返還されなくなり、高額療養費等も差し止めになります。

⑤ これらの措置を受けてもなお、保険税が納付されないときは、差し止められた保険給付分から滞納している保険税分を差し引かれたり、さらには財産の差し押さえなどの処分を受けることになります。

## 被保険者証と資格証明書の違い

『資格証明書』とは、国民健康保険に加入しているというこの証明書としての役割のみで、『被保険者証』のように、3割負担で病院にかかることはできません。病院での受診時は窓口での10割の負担（全額支払い）になります。

いったん、『資格証明書』の交付を受けると、滞納している保険税を一定割合納付しない限り、『被保険者証』への切替えができなくなりますので、ご注意ください。

## 平成21年度 特定健診・一般健診 実施予定

月	日	曜	場 所
6	11	木	西多久公民館
	12	金	
	14	日	母子健康センター
	16	火	南多久公民館
	17	水	
	18	木	
	23	火	母子健康センター
	24	水	
	25	木	多久公民館
	26	金	
29	月	東多久公民館	
30	火		
1	水		
7	2	木	母子健康センター
	5	日	
	6	月	納所会館
	7	火	母子健康センター
	8	水	
	9	木	
	10	金	

### ☆夜間健診もご利用ください

6月18日(木)は 南多久公民館で、  
7月10日(金)は 母子健康センターで  
18時から19時30分まで、夜間健診を  
実施します。

5月下旬に、特定健診(40歳～75歳までの国民健康保険に加入している方)、一般健診(20歳～39歳までで受診を希望する方)の案内をそれぞれ送付しました。お手元に届いていますか？  
お送りした封筒には、健診を受けるためのハガキサイズの受診券(特定健診のみ)と、健診の日程や注意事項を入れていきますので、内

健診結果は、生活習慣の結果となります。日ごろの取り組み(努力)の成果を確認することができます。からだの健康チェックに行きましょう。



## 今年も始まります! 必ず受けよう特定健診

容をよく読んで、受診してください。

健診当日に持参するもの

- 受診券
- 医療保険証
- 健康手帳
- 問診票
- (ボールペンで書いてください)
- 早朝の尿
- (同封の容器に入れて持参ください)

また、通院中の医療機関で血液検査を受けている方でも、検査の項目が限られている場合がありますので、特定健診も受けましょう。

※40歳～75歳で国民健康保険以外の保険に加入している方の健診は、各医療保険者にご確認ください。

■ 問い合わせ 福祉健康課 健康増進係

☎ 75-33355